

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

#### ・データとデジタル技術の活用による販売支援

当社は、ショッピングクレジットやクレジットカードなどの金融サービスを提供する企業として、信用供与や購買履歴等のデータを蓄積しています。こうしたデータやデジタル技術を活用した決済メニューを組み合わせることで、加盟店の売上拡大に貢献することを目指しています。

#### ・ファイナンスサービスを通じた脱炭素社会実現への取組

当社は、太陽光発電設備、蓄電池、V2H、EVなどの脱炭素社会実現に欠かせない商材を取り扱うビジネスパートナーとの協業を積極的に進め、安心・安全で利便性の高いファイナンスサービスの提供を通して、お客様の環境に配慮した豊かな暮らしの実現に向けて取り組んでいます。

#### ・健康経営に関する取組

当社は、健康経営に取り組む企業として、パートナー企業に対して健康経営に関する情報提供を行うとともに、労働安全衛生関連の法令遵守、認定制度の取得を推奨し、健康経営の支援に取り組んでいます。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

## ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

## ③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

## ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他

当社は、信義はすべてのものごとの基本であると捉え、創業以来、消費者の皆様・お取引先の皆様との「信用」と「信頼」を第一に考え事業に取り組んでいます。また、下請代金支払等遅延防止法を遵守した適正な取引を行うことを目的として、下請法遵守規程等を定めています。こうした取り組みを通じて、取引先との健全なパートナーシップの構築と強化を目指していきます。

2024 年 12 月 20 日

株式会社ジャックス

代表取締役社長 村上 亮